

広島県告示第八百四号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）
第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和七年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
JR広島病院	広島市東区二葉の里三丁目一番三六号	令和七年三月三十一日